

# 重要事項説明書

## ◇ 事業所の概要

### 1 事業者

事業者の名称	医療法人社団 有心会
法人の所在地	新発田市金谷 197 番地
代表者氏名	理事長 有田 要
電話番号	0254-22-4009

### 2 利用施設

施設の名称	介護老人保健施設いいでの里
施設の所在地	新発田市金谷 197 番地
管理者名	施設長 有田 徹
連絡先	電話番号：0254-22-5802 FAX 番号：0254-22-5803

### 3 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		新潟県知事指定等		利用定員
		指定(設置承認)年月日	指定(設置承認)番号	
施設サービス	施設入所	平成 2 年 3 月 28 日	新潟県指令公衛第 1634 号	80 人
居宅サービス	短期入所療養介護	〃	〃	入所定員に含む
〃	通所リハビリテーション	〃	〃	13 人/日
〃	介護予防短期入所療養介護	平成 18 年 4 月 1 日		入所定員に含む
〃	介護予防通所リハビリテーション	〃		通所リハ定員に含む
居宅介護支援事業者いいでの里		平成 11 年 7 月 30 日	高齢第 582 号	

### 4 事業の目的と運営の方針

国の目的と方針	利用者のサービスプランに基づいて、医学管理の下における看護・介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をおこなうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰及び居宅生活の継続を目指すものでなければならない。
---------	--

いいでの里の 目的と方針	国の方針を受け利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、家庭的な雰囲気の中で看護・介護及び身体機能の維持向上など自立に向けた日常生活のお世話をし、以って利用者及び家族等への支援に努めます。
-----------------	--

## 5 施設の概要

全体	敷地面積	23,100 m <sup>2</sup>	
	建物構造	鉄筋コンクリート 3 階建	
	建物延床面積	3,089 m <sup>2</sup>	
居室	1 人部屋	2 室	1 階 1 室・2 階 1 室
	2 人部屋	1 室	2 階
	4 人部屋	19 室	1 階 8 室・2 階 11 室
廊下幅	中廊下	2.90m	
	片側廊下	2.10m	
主な設備	食堂	102.13 m <sup>2</sup>	2 階
	機能訓練室	93.71 m <sup>2</sup>	2 階
	浴室	1 箇所	1 階 一般浴・特別浴 (特殊浴槽)
	診察室	1 箇所	1 階
	サービス ステーション	2 箇所	1 階 1 箇所 2 階 1 箇所

## 6 職員体制（主たる職員）

施設長（医師）・医師・看護職員・介護職員・理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士・管理栄養士・薬剤師・支援相談員・介護支援専門員・その他事務職員等

## 7 職員の勤務体制

職種	勤務体制
施設長（医師） 医師	・ 正規の勤務帯 8 時 45 分～17 時 00 分 ・ 休日：土曜、日曜、祭日、祝日
看護職員 介護職員 【職員配置比率 3:1】	看護職員、介護職員共通勤務帯 ・ 正規の勤務帯 8 時 45 分～17 時 00 分 ・ 夜勤（4 名） 16 時 45 分～9 時 00 分 (1 月単位の変形労働時間制)
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	・ 正規の勤務帯 8 時 45 分～17 時 00 分
管理栄養士	・ 正規の勤務帯 8 時 45 分～17 時 00 分
薬剤師	・ 正規の勤務帯 8 時 45 分～17 時 00 分
支援相談員、介護支援専門員	・ 正規の勤務帯 8 時 45 分～17 時 00 分

## 8 施設サービスの概要

### (1) 入所、((介護予防) 短期入所療養介護共通)

サービスの種類	内 容
離床 着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 【起床、洗面 6 時 00 分～・消灯、入床 21 時 00 分～】</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 【シーツ、カバー類の交換 週 1 回】 *汚染した場合は即時交換します。</li> </ul>
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養管理、栄養ケア・マネジメント等、栄養状態の管理の下で利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。</li> <li>・食事時間（配膳～食事） 朝食 7 時 30 分 昼食 12 時 00 分 夕食 18 時 00 分</li> </ul>
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の身体状態に配慮して週 2 回の入浴又は清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位がとれない方は、寝たまま入浴できる特殊浴槽で入浴を行います。</li> </ul>
機能訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により、利用者個々の身体状況に適合した機能訓練（リハビリテーション）を行い、自立生活に向け身体機能の維持向上に努めます。</li> <li>・利用者に楽しみながら手仕事等（グループワーク）をしていただく場をできるだけ多く設けます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任医師により、常時利用者の健康管理に勤めます。</li> <li>・看護又は介護職員により、毎日バイタルサインチェック（検温、脈拍、血圧測定）を行い、利用者の健康管理に努めます。</li> <li>・利用者の病状急変等緊急の場合は、主治医又は協力医療機関、専門的医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</li> <li>・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その介添えについてできるだけ配慮します。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> <li>・相談窓口：支援相談員</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関に対する手続き（介護認定申請等）が必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては代行を行います。</li> <li>・利用者が緊急に必要なものでご家族がご用意できない場合は、何時でも当施設職員に申し出てください。（代金は後日いただきます）</li> <li>・その他利用者及びご家族で必要なことがありましたら、当施設職員に申し出てください。できる限り対応するよう努めます。</li> </ul>
理髪・理容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が理髪・美容の必要の時は、当施設職員に申し出てください。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設内に専門の理容室があります。また、必要によっては療養棟まで出張いたします。(代金は後日いただきます)</li> </ul>
レクリエーション等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を楽しくいただくため、適宜レクリエーション行事を企画します。(職員の自主公演、ボランティアによる公演、踊り、指人形劇等)</li> <li>・時期を選んで、当施設以外でのお楽しみ会も計画します。</li> </ul>
送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として送迎は致しません。</li> <li>・事情によりご家庭で送迎できない場合は当施設相談員にご相談下さい。</li> <li>・(介護予防) 短期入所療養介護は送迎致します。(実施範囲：新発田市)</li> </ul>

## (2) (介護予防) 通所リハビリテーション

### ① 標準的な(介護予防)通所リハビリテーションの場合

当施設で行う標準的な(介護予防)通所リハビリテーションの概略は次の通りです。

- ◎ 営業日：毎週月曜日～土曜日【日曜日及び12月31日～1月3日は休み】
- ◎ 送迎時間：迎え 8時45分頃当施設発  
送り 16時過ぎ当施設発
- ◎ 当施設所在時間：1日6時間(10時00分～16時00分)  
12月31日 1日4時間(10時00分～14時00分)
- ◎ 通常事業の実施区域：新発田市

### ② 提供するサービス(介護予防)通所リハビリテーション

サービスの種類	内容
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任医師により、常時利用者の健康管理に努めます。</li> <li>・看護又は介護職員により、毎日バイタルサインチェック(検温、脈拍、血圧測定)を行い、利用者の健康管理に努めます。</li> <li>・利用者の病状急変等緊急の場合は、主治医又は協力医療機関、専門的医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の身体状態に配慮して週2回の入浴又は清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位がとれない方は、寝たまま入浴できる特殊浴槽で入浴を行います。</li> </ul>
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養管理、栄養ケア・マネジメント等、栄養状態の管理の下で利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。</li> <li>・食事時間(配膳～食事) 昼食 12時00分</li> </ul>
排泄	<p>利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に排泄の自立についても適切な援助を行います。</p>
機能訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により、利用者個々の身体状況に適合した機能訓練(リハビリテーション)を行い、自立生活に向け身体機能の維持向上に努めます。</li> <li>・利用者に楽しみながら手仕事等(グループワーク)をしていただく</li> </ul>

	場をできるだけ多く設けます。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> <li>・相談窓口：支援相談員</li> </ul>
会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が緊急に必要なものでご家族がご用意できない場合は、何時でも当施設職員に申し出てください。（代金は後日いただきます）</li> <li>・その他利用者及びご家族で必要なことがありましたら、当施設職員に申し出てください。できる限り対応するよう努めます。</li> </ul>
レクリエーション等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を楽しんでいただくため、適宜レクリエーション行事を企画します。（職員の自主公演、ボランティアによる公演、踊り、指人形劇等）</li> <li>・時期を選んで、当施設以外でのお楽しみ会も計画します。</li> </ul>

## 9 併設病院

医療機関の名称	有田病院
院長名	有田 要
所在地	新発田市金谷 197 番地（当施設と同一敷地内）
電話番号	0254-22-4009
診療科目	精神科・心療内科・内科・神経科
入院設備	ベッド数 220 床
救急指定の有無	有

## 10 協力病院

医療機関の名称	医療法人 社団 M&B コラボレーション北越病院
院長名	細田 裕
所在地	新発田市緑町 2 丁目 20-19
電話番号	0254-26-1010
診療科目	内科 / 呼吸器内科 / 消化器内科 / 整形外科 / 脳神経外科 / 外科 リハビリテーション科
入院設備	ベッド数 67 床
救急指定の有無	無

医療機関の名称	有田歯科医院
院長名	有田 美智子
所在地	新発田市大栄町 3 丁目 3-18
電話番号	0254-23-5411
入院設備	無

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

11 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「医療法人社団有心会 有田病院・いいでの里消防計画」に則り対応します。	
防災訓練	別途定める消防計画に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練、職員防災研修を実施します。	
防災設備	設備名称	有無等
	スプリンクラー	あり 全室
	避難階段	あり 2階棟
	自動火災報知器	あり
	誘導灯	あり
	ガス漏れ報知器	あり
	防火扉、防火シャッター	あり 2ヶ所
	屋内消火栓	あり 2ヶ所
	非常通報装置	あり
	非常用電源	あり
消防計画等	消防署への届出日	平成2年11月14日
	防火管理者	有田 司

12 虐待の防止等

① 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は最初の防止のため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を準備します。
- (3) 前1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

② 当事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づいた対応を行い、発生時には新発田市高齢福祉課への連絡、連携を図ります。

13 当施設利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、当施設職員に申し出て、『面会者カード』に必要事項を記入して下さい。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出、外泊の場合は必ず行き先と帰所時間を当施設職員に申し出て、『外出・外泊届』に記入し提出して下さい。</li> <li>・当施設に帰所した場合、必ず支援相談員又は事務員にご連絡願います。</li> <li>*土・日・祝日はサービスステーションで看護、介護職員にご連絡願います。</li> </ul>

他の医療機関への受診	他の医療機関への受診料の支払い、利用者の受診料負担等の関係がございますので、必ず相談員又は事務員にご連絡願います。
居室、設備器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。</li> <li>・これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。</li> </ul>
喫煙	当施設、敷地内は全て禁煙になっておりますので、喫煙はご遠慮ください。
飲酒	飲酒（当施設行事以外の場合）はお断りします。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。</li> <li>・また、むやみに他の利用者の療養室に立ち入らないようにして下さい。</li> </ul>
所持品の管理	利用者及び身元引受人が責任をもって管理して下さい。
宗教活動 政治活動	当施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
営利行為	当施設内での他の利用者に対する営利行為はご遠慮下さい。
動物飼育	当施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。